

令和元年11月29日

阿南市教育委員会規則第5号

改正 令和3年11月30日教委規則第8号

令和4年3月24日教委規則第2号

阿南市就学援助費交付規則（平成14年阿南市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な法第18条に規定する学齢児童若しくは学齢生徒（以下「児童生徒」という。）又は学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）第5条第1項に規定する就学予定者の法第16条に規定する保護者に対し、必要な援助（以下「就学援助」という。）を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 新入学予定者 就学予定者のうち翌学年の初めから小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）若しくは中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）に就学させるべき者をいう。

（2） 区域外就学者 阿南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から令第9条第1項に規定する区域外就学を承諾され、阿南市立の小学校若しくは中学校に在学する児童生徒をいう。

(対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有し、小学校若しくは中学校に在学する児童生徒又は新入学予定者の保護者若しくは区域外就学者の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

(就学援助の範囲及び額)

第4条 就学援助は、次に掲げる就学に必要な費用（以下「就学援助費」という。）の全部又は一部を支給することにより行う。ただし、他の市区町村から就学に必要な援助としてこれに相当する支給を受ける場合を除く。

(1) 学用品費

(2) 通学用品費

(3) 通学費

(4) 校外活動費

(5) 入学準備金

(6) 新入学児童生徒学用品費

(7) 学校給食費

(8) 修学旅行費

(9) 医療費

(10) オンライン学習通信費

2 要保護者のうち生活保護法第13条に規定する教育扶助

(以下「教育扶助」という。)を受けている児童生徒の保護者に対する就学援助は、前項第8号及び第9号に規定するも

のに限る。

- 3 区域外就学者の保護者に対する就学援助は、第1項第7号及び第9号に規定するものに限る。ただし、当該保護者が教育扶助を受けている場合は、第1項第7号に規定するものを除く。
- 4 阿南市立以外の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者に対する就学援助は、第1項第1号、第2号、第4号から第6号まで及び第8号に規定するものに限る。
- 5 第1項第5号に規定する入学準備金は、新入学予定者が入学する年度の前年度に支給するものとする。
- 6 第1項第6号に規定する新入学児童生徒学用品費は、前項の規定により入学準備金の支給を受けた場合は、これを支給しない。
- 7 前各項に規定するほか、就学援助の範囲及び額は、教育委員会が別に定める。

(認定申請)

第5条 就学援助を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、教育委員会に、阿南市就学援助認定（変更）申請書（様式第1号）を児童生徒が在学する学校の校長（以下「学校長」という。）を經由して提出しなければならない。この場合において、小学校に就学する新入学予定者（以下「小学校入学予定者」という。）の保護者は、教育委員会に直接提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、要保護者のうち教育扶助を受けているものについては、前項に規定する申請書の提出を省略することができる。

(認定の可否の決定)

第6条 教育委員会は、前条に規定する申請書の提出があった

ときは、その内容を審査し、就学援助の認定の可否を決定するものとする。この場合において、教育委員会は、学校長、民生委員若しくは児童委員又は教育委員会が別に定める阿南市就学援助認定審査会に意見を聴くことができる。

2 教育委員会は、前項に規定する審査により就学援助を行うことを決定したときは、就学援助の認定をし、阿南市就学援助認定（変更）通知書（様式第2号）により、認定を受けた申請者（以下「被認定者」という。）に対し、学校長を經由して通知するものとする。この場合において、小学校入学予定者及び区域外就学者の保護者については、直接通知するものとする。

3 教育委員会は、就学援助の認定をしないときは、当該申請者に対し、阿南市就学援助認定申請結果通知書（様式第3号）により、学校長を經由して通知するものとする。この場合において、小学校入学予定者及び区域外就学者の保護者については、直接通知するものとする。

（認定期間）

第7条 被認定者が就学援助費の支給を受けることができる期間（以下「認定期間」という。）は、次の各号に掲げる認定申請の時期に応じ、当該各号に定める期間とする。

（1） 年度当初の締切日として教育委員会が定める日まで
4月1日から翌年の3月31日までの期間

（2） 年度当初の締切日の翌日から翌年2月末日まで 申請日の翌月の1日から翌年の3月31日までの期間

（3） 小学校入学予定者に係る入学準備金支給の締切日として教育委員会が定める日まで 認定をした日から当該認定をした日の属する年度の3月31日までの期間

（変更申請）

第8条 被認定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会に対し、速やかに阿南市就学援助認定（変更）申請書（様式第1号）を、学校長を経由して提出しなければならない。この場合において、小学校入学予定者の保護者については、教育委員会に直接提出するものとする。

（1） 転出又は転学したとき。

（2） 住所又は氏名に変更があったとき。

（3） 世帯の状況に変更があったとき。

（4） 当該児童生徒が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条の児童養護施設又は同法第44条の児童自立支援施設に入所したとき。

（5） 生活保護法の規定による保護の開始又は廃止があったとき。

2 教育委員会は、前項に規定する申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、就学援助の認定の変更をし、阿南市就学援助認定（変更）通知書（様式第2号）により、被認定者に対し、学校長を経由して通知するものとする。この場合において、小学校入学予定者及び区域外就学者の保護者については、直接通知するものとする。

（就学援助費の支給方法）

第9条 教育委員会は、被認定者に対し、次の各号のいずれかの方法により就学援助費の支給を行うものとする。

（1） 学校長委任払 教育委員会が被認定者に支給すべき就学援助費について、被認定者から就学援助費の受領及び返納について委任を受けた学校長に支払う方法

（2） 口座振込 教育委員会が直接被認定者名義の口座に振り込む方法

2 被認定者は、第5条第1項に規定する申請書の提出時に前

項に規定する支給方法のいずれかを選択するものとする。ただし、小学校入学予定者の保護者については、口座振込の方法とする。

3 被認定者が支給方法の変更を希望する場合又は学校長が支給方法を変更する必要があると認める場合は、被認定者又は学校長は、教育委員会に対し、阿南市就学援助費支給方法変更届（様式第4号）を提出しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、第4条第1項第9号に規定する医療費については、医療機関に対して直接支払うことができるものとする。

（就学援助費の支給時期）

第10条 就学援助費は、原則として次の各号に掲げる期間に係る就学援助費について、当該各号に定める月に支給するものとする。

（1） 4月分から7月分まで 8月

（2） 8月分から11月分まで 12月

（3） 12月分から3月分まで 3月

2 教育委員会は、就学援助費を支給するときは、その支給額を被認定者に対し、阿南市就学援助費支給額通知書（様式第5号）により、学校長を経由して通知するものとする。この場合において、小学校入学予定者及び区域外就学者の保護者については、直接通知するものとする。

（就学援助の認定取消）

第11条 教育委員会は、被認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、就学援助の認定を取り消すことができる。

（1） 対象者に該当しなくなったとき。

（2） 偽りその他不正な手段により就学援助費の支給を受

けたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により就学援助の認定を取り消したときは、当該認定を取り消した者に対し、阿南市就学援助認定取消通知（兼返還命令）書（様式第6号）により通知するものとする。

3 前項に規定する通知は、学校長を経由して行うことができる。

（就学援助費の返還）

第12条 教育委員会は、前条第1項の規定により就学援助認定を取り消した場合において、既に支給した就学援助費があるときは、当該取消しに係る就学援助費に相当する額を、阿南市就学援助認定取消通知（兼返還命令）書（様式第6号）により、その返還を命ずるものとする。

2 前項に規定する通知は、学校長を経由して行うことができる。

（辞退）

第13条 被認定者は、就学援助を必要としなくなったときは、教育委員会に対し、阿南市就学援助辞退届（様式第7号）を提出しなければならない。

2 前項に規定する届出は、学校長を経由して提出することができる。

（目的外使用禁止）

第14条 就学援助費の支給を受けた被認定者は、当該就学援助費をその目的以外に使用してはならない。

（その他）

第15条 この規則に定めるもののほか、就学援助に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の阿南市就学援助費交付規則第5条第1項の規定によりされている就学援助の認定は、この規則による改正後の阿南市就学援助規則第6条第2項の規定によりされた就学援助の認定とみなす。

附 則 (令和3年11月30日教委規則第8号)

この規則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日教委規則第2号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

阿南市就学援助認定(変更)申請書

就学援助を受けたいので、阿南市就学援助規則第5条第1項(第8条第1項)の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、就学援助認定の可否判断のため、教育委員会が同一住所に住民登録している人の世帯状況(児童生徒の父母については単身赴任等により住民登録が別住所の者を含む)、所得状況、生活保護並びに児童扶養手当受給状況及び他市区町村からの就学援助の受給状況を調査することに同意します。

学校長委任払での受給を選択した場合は、就学援助費の受領・返納に関する一切の権限を学校長に委任します。また、口座振込を選択した場合でも、学校諸費の未納があった場合は、学校長委任払に変更することに同意します。

転出した場合は、就学援助の受給状況について教育委員会が転出先の他市区町村へ情報を提供することに同意します。

(保 護 者)	フリガナ		申請 区分	新規	変更	小1入学前
	氏名					
	住所	〒 ー 阿南市 町				
	1月1日の住所					
	転入の場合記入	前年度・当該年度に(市町村)から就学援助を 受けた・受けていない				
	電話	※日中連絡可能な電話番号を記入してください。				
住居の状況	1 持ち家(家族名義含む) 2 賃貸・公営住宅(家賃 円/月) 3 その他() ※家賃は住宅ローンは対象外					

1 世帯の状況 (同居している家族全員を記入してください。ただし、児童生徒の父母は単身赴任等により住民登録が別住所の者も記入してください。)

申請 する 児童 生徒 に ○ を 入 れ て く だ さ い。	フリガナ	生年月日	世帯主との 続柄	年齢	児童生徒のみ記入	
	氏名				学校名	学年
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				
		年 月 日				

※18歳以上の世帯員については、上記「1 世帯の状況」欄に自署してください。

2 申請理由又は変更理由(該当箇所に○を入れてください。)

申請 理 由	1 前年度又は当該年度に児童扶養手当を受給	変 更 理 由	1 転出又は転学
	2 前年度又は当該年度において生活保護法による保護の開始・廃止 (開始・廃止 年 月 日)		2 住所又は氏名の変更
	3 準要保護者の要件に該当		3 世帯の状況の変更
	4 その他特別の事情がある場合		4 児童養護施設・児童自立支援施設に入所
			5 生活保護法による保護の開始・廃止 (開始・廃止 年 月 日)

3 受給方法について

就学援助費の受給は、次の方法を選択します。(番号に○を入れてください。)				小学校確認欄	中学校確認欄
1 学校長委任払				申請書の内容を確認しました。	申請書の内容を確認しました。
2 口座振込 就学援助費は下記口座に振込みしてください。					
金融機関名	銀行・金庫 農協	口座番号		確認後レ点を入れてください。 <input type="checkbox"/>	確認後レ点を入れてください。 <input type="checkbox"/>
		フリガナ			
	支店・支所	口座名義人 ※申請者			

保護者 様

阿南市教育委員会

阿南市就学援助認定（変更）通知書

申請のありました就学援助について、下記のとおり認定（変更）しましたので、阿南市就学援助規則第6条第2項（第8条第2項）の規定により通知します。

記

保 護 者 氏 名		
フ リ ガ ナ		
児 童 生 徒 名		
（就学予定）学校名及び学年	学校	学年
対 象 者 の 区 分		
認 定 期 間	年 月 日から	年 月 日まで

保護者 様

阿南市教育委員会

阿南市就学援助認定申請結果通知書

申請のありました就学援助について、審査の結果、下記の理由により該当しませんでしたので、阿南市就学援助規則第6条第3項の規定により通知します。

記

保 護 者 氏 名		
フリガナ		
児 童 生 徒 名		
(就学予定) 学校名及び学年	学校	学年
理 由		

阿南市教育委員会 宛て

申請者（保護者）又は学校長

氏 名 _____

住 所 _____

連絡先 _____

阿南市就学援助費支給方法変更届

年度阿南市就学援助費支給方法について変更を希望しますので、阿南市就学援助規則第9条第3項の規定に基づき、届け出ます。

記

1 支給対象の児童生徒名

児童生徒名	学校名	学年

2 受給方法

申請時の受給方法	変更後の受給方法
<input type="checkbox"/> 学校長委任払	<input type="checkbox"/> 学校長委任払
<input type="checkbox"/> 口座振込	<input type="checkbox"/> 口座振込

3 振込先（学校長委任払から口座振込に変更する場合のみ記入してください。）

フリガナ		
口座名義人（申請者）		
金融機関名	支店名	口座番号

申請者（保護者）の普通口座を記入してください。

様式第5号（第10条関係）

第 号
年 月 日

保護者 様

阿南市教育委員会

阿南市就学援助費支給額通知書

就学援助について、下記のとおり支給しますので阿南市就学援助規則第10条第2項の規定により通知します。

記

1 支給対象の児童生徒等

保 護 者 氏 名		
フ リ ガ ナ		
児 童 生 徒 名		
(就学予定) 学校名及び学年	学校	学年

2 支給時期

支給該当期間	支給年月日
月から 月分	年 月 日振込

※申請のあった受給方法で支給します。

3 援助費の支給額

就学援助費の種類	支給額（円）	
学用品費		
通学用品費		
通学費		
校外活動費	泊なし	
	泊あり	
入学準備金	小学校	
	中学校	
新入学児童生徒学用品費		
学校給食費		
修学旅行費		
オンライン学習通信費		
合 計		

保護者 様

阿南市教育委員会

阿南市就学援助認定取消通知（兼返還命令）書

年 月 日付け 第 号で認定した就学援助については、下記のとおり
取消しを決定しましたので、阿南市就学援助規則第11条第2項の規定により通知します。
また、阿南市就学援助規則第12条第1項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

保 護 者 氏 名		
フリガナ		
児 童 生 徒 名		
（就学予定）学校名及び学年	学校	学年
認 定 取 消 理 由		
認 定 取 消 期 間	年 月 日から	年 月 日まで
返 還 命 令 額	円	
返 還 期 限	年 月 日	

阿南市教育委員会 宛て

申請者（保護者）

氏 名 _____

住 所 _____

連絡先 _____

阿南市就学援助辞退届

年度阿南市就学援助の受給について、下記のとおり辞退しますので、阿南市就学援助規則第13条の規定により、届け出ます。

記

1 認定を辞退する児童生徒名

児童生徒名	学校名	学年

2 辞退年月日及び理由

辞 退 年 月 日	年 月 日
理 由	

様式第 1 号 (第 5 条、第 8 条関係)

様式第 2 号 (第 6 条、第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第 1 0 条関係)

様式第 6 号 (第 1 1 条、第 1 2 条関係)

様式第 7 号 (第 1 3 条関係)